

福岡県医発第822号(地)

平成17年 7月29日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 竹嶋 康



厚生労働省通知「地域保健活動の充実強化について」の一部改正について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局長より都道府県知事宛に「地域保健活動の充実強化について」通知がなされ、「(10) 地域・職域連携推進事業」が加えられる等、平成2年6月8日付け健政発第390号健康政策局通知の一部改正がなされた旨、別紙のとおり日本医師会より連絡がありました。特に「地域・職域連携推進モデル事業実施要綱」において、都道府県及び2次医療圏を単位とした「地域・職域連携推進協議会」の設置にあたっては、関係機関のうちから幅広い参画を得て構成することとなっており、この関係機関には医師会が含まれていますのでご留意願います。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、ご協力いただきますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

(地Ⅲ53)

平成17年7月4日

都道府県医師会

担当理事 殿



日本医師会

常任理事 土 屋



厚生労働省通知「地域保健活動の充実強化について」の一部改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省「地域・職域連携共同モデル事業評価検討会」報告書につきましては、平成17年6月30日付（地Ⅲ52）をもって貴会宛にお送り申し上げました。

今般、厚生労働省健康局長より、都道府県知事等宛に「地域保健活動の充実強化について」の通知がなされ、「（10）地域・職域連携推進事業」が加えられる等、平成2年6月28日付け健政発第390号健康政策局長通知の一部改正がなされました。特に「地域・職域連携推進事業実施要綱」において、都道府県及び2次医療圏を単位とした「地域・職域連携推進協議会」の設置にあたっては、関係機関のうちから幅広い参画を得て構成することとされており、この関係機関には医師会が含まれておりますのでご留意いただきたいと存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会へ周知、協力方、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



健発第0513003号
平成17年5月13日

各

都道府県知事
政令市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長

地域保健活動の充実強化について

標記については、「地域保健活動の充実強化について」（平成2年6月28日付け健政発第390号健康政策局長通知）により、各事業の積極的な推進を図ることとしているところであるが、今般、その一部を下記のとおり改正し、平成17年4月1日から適用することとしたので通知する。

記

- 1 「(10)」を「(11)」に改める。
- 2 「(9)」の次に(10)として次のように加える。
「(10) 地域・職域連携推進事業
生活習慣病を予防するためには、個人の主体的な健康づくりへの取組が重要であり、そのためには保健事業による生涯を通じた継続的な健康管理の支援が必要である。このため、都道府県において、都道府県及び2次医療圏を単位とした「地域・職域連携推進協議会」を設置し、地域保健と職域保健の連携を全国的に推進する必要がある。」
- 3 「(11)」の次の文中、「在日外国人保健サービス支援事業」を「地域・職域連携推進事業」に改める。
- 4 別添1を別紙1に改める。
- 5 別添5を別紙2に改める。

《改正後全文》

健政発第390号
平成2年6月28日

一部改正

健政発第463号
平成3年7月31日

健政発第439号
平成5年7月1日

健政発第996号
平成7年12月27日

健政発第429号
平成8年5月10日

健医発第618号
平成11年4月1日

健医発第615号
平成12年3月31日

健発第413号
平成13年3月30日

健発第0401001号
平成14年4月1日

健発第0409007号
平成16年4月9日

健発第0513003号
平成17年5月13日

各

都道府県知事
政令市長
特別区長

 殿

地域保健活動の充実強化について

我が国における地域保健を取り巻く状況は、急速な人口の高齢化や出生率の低下、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、より豊かな生活を求める国民のニーズの高度化や多様化、食品の安全性、廃棄物等の生活環境問題に対する国民の意識の高まり等により著しく変化している。

こうした状況の変化に的確に対応するため、平成6年7月に地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律が公布され、身近で頻度の高い保健サービスの実施主体を市町村とするとともに、保健所について広域的・専門的・技術的拠点としての機能を強化することとされたところである。

また、同年12月には、地域保健対策の推進に関する基本的な指針が告示されたところであり、今後、この指針に沿って、市町村保健センター等及び保健所を中核として相互に機能させるとともに、地域の特性及び社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮することにより、地域住民の健康の保持及び増進を図るための地域保健対策を総合的に推進することが必要である。

このため、以下に記する業務を積極的に推進することにより、地域保健活動の一層の充実を図ることとした。

(1) 地域保健医療計画の推進

都道府県単位に作成された医療計画の着実な推進を図るためには、二次医療圏を単位として、地域の実情に即した具体的施策を推進することが必要であり、地域診断能力、保健医療サービスの総合調整機能等を有する保健所を活用しつつ、地域における総合的な保健医療提供体制の計画的な整備の推進を図ることが必要である。

(2) 総合相談事業

近年、国民の健康志向の高まり等に伴い、様々な悩みや不安が増加しており、これらの者に対して効率的に的確な情報を提供できる体制が求められている。保健所においては従来から各種の相談事業が行われてきたが、今後ますます多様化している保健・医療・福祉等に関するニーズに対処できるよう、総合的な相談事業を充実・強化することが必要となっている。このため、相談担当者の明確化、必要な情報の収集、整理、共有等保健所内の相談受け入れ体制を十分に整えるとともに、福祉等の関係機関との連携を推進することにより支援体制の強化を図り、将来は保健所の情報データベースをも活用した総合相談窓口を確立することが必要である。

(3) 広域的・専門的対人保健サービス

今後の地域保健体制の在り方として、対人保健サービスの実施は、基本的には地域住民に最も身近な市町村レベルで展開されることが望ましいが、精神障害者の社会復帰等の精神保健対策、結核・感染症対策、歯科保健対策、神経・筋疾患等難病患者へ

の在宅ケア等については、広域的な、あるいは専門的・技術的な対応が必要であり、一般的に市町村での実施は困難であるので、今後、これらの事業を保健所においてより一層、充実・強化することが必要である。

(4) 総合的な在宅ケアの体制づくり

人口の高齢化、疾病構造の変化、在宅治療を可能とする医学技術等の進歩に加え、さらに患者の生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）を重視する観点から総合的な在宅ケアに対するニーズが今後ますます増大することが見込まれる。

しかしながら、在宅医療に関する認識は患者及びその家族はもとより関係者においても十分でなく、保健所がその地域保健活動の一環として在宅ケアの体制づくりのために果たすべき役割は極めて重要になってきている。保健所においては従来から在宅ケアを進めてきているが、今後は在宅医療の分野での取り組みを強化し、保健・医療・福祉の総合的な在宅ケアシステムの構築を積極的に進めていくことが必要である。

(5) 健康づくり・生活習慣病対策事業

21世紀の我が国をすべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするためには、従来にも増して、健康を推進し、発病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策を協力的に推進することにより、壮年期死亡の減少、痴呆や寝たきりにならない状態で生活できる期間（健康寿命）の延伸等を図っていくことが重要であることから、生活習慣病及びその原因となる生活習慣等の国民の保健医療対策上重要となる課題について、目標等を定めた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を行政機関のみならず、広く関係団体等の積極的な参加及び協力を得ながら、国民が主体的に取り組める健康づくり運動として総合的に推進することとしている。

このため、健康づくりに適したマンパワーが配置されている保健所においても、地域の実情に応じた健康づくりの推進に関する具体的な計画の策定に積極的に参画するとともに、関係団体等との連携を密にして、総合的な健康づくり運動を推進することが必要である。

(6) 地域特性に応じた先駆的事業

人口の高齢化や出生率の低下、疾病構造の変化、ニーズの多様化等に対応して、きめ細かな保健サービスを地域の実情に応じて提供するためには、市町村における地域保健活動の一層の充実強化が必要である。保健・福祉サービスの総合的な提供体制の整備を図りつつ、市町村がその役割を十分に果たすことができるよう、保健所機能の充実を図り、専門的・技術的な援助・協力体制を強化する必要がある。このため、市町村や保健所等が地域の特性に応じたサービスの提供を重点においた、先駆的・独創的な事業を展開することが必要である。

(7) 公衆衛生関係者等に対する研修事業

地域住民の保健・医療・福祉に関する需要は多様化してきており、これらに対応した適切なサービスを提供するためには、自治体職員をはじめとする地域保健関係者等

が、地域の実情に即した知識、技術を修得し、その資質の向上を図ることは不可欠である。このため、住民に最も身近な自治体である市町村の職員及び市町村への技術支援を行う保健所職員等に対する研修を地域の実情に応じて実施することが必要である。

(8) 市町村の保健事業実施に対する指導、技術援助等

近年、老人保健法による保健事業をはじめとして、市町村を実施主体とする対人保健サービスの事業量はますます増大する傾向にある。

都道府県保健所にあつては、従来から必要に応じて市町村における対人保健サービスについて指導及び技術援助を行ってきたところであるが、今後とも市町村が行う各種保健事業の実施状況を十分に把握し、実情に即した指導、技術援助等をより一層積極的に行うことが必要である。

(9) 人材確保支援計画の策定

地域保健対策を円滑に推進していくためには、市町村が自ら責任を持って、住民に身近で利用頻度の高い保健サービスに必要な人材の確保及び資質の向上を図ることが必要であるが、町村によっては必要な対策を講じても人口規模等地域の特性により必要な人材の確保が困難な場合がある。このため、都道府県においては、特にその人材の確保又は資質の向上を支援する必要がある町村（特定町村）について、町村の申し出に基づき人材確保支援計画を策定するとともに、当該計画に基づく事業を実施し、特定町村における地域保健対策の円滑な推進を図る必要がある。

(10) 地域・職域連携推進事業

生活習慣病を予防するためには、個人の主体的な健康づくりへの取組が重要であり、そのためには保健事業による生涯を通じた継続的な健康管理の支援が必要である。このため、都道府県において、都道府県及び2次医療圏を単位とした「地域・職域連携推進協議会」を設置し、地域保健と職域保健の連携を全国的に推進する必要がある。

(11) ホームレスに対する自立支援

平成14年8月に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき実施されたホームレスに対する実態調査では、身体不調を訴える者は5割弱、そのうち治療を受けていない者は7割弱となっていることから、ホームレスに対する保健・医療の確保を図り、その自立を支援する必要がある。

以上の業務の推進を図るため、「医療計画推進事業実施要綱」、「地域保健関係職員等研修事業」、「地域保健推進特別事業」、「特定町村人材確保対策事業」、「地域・職域連携推進事業」及び「ホームレス保健サービス支援事業」を実施する。

医療計画推進事業実施要綱

1 目的

この事業は、多様化している国民の保健医療需要に応えるため、都道府県が策定している都道府県域における医療計画(以下「医療計画」という。)を推進することにより、地域における総合的な保健医療提供体制の計画的な整備の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

- (1) 各都道府県は、関係行政機関、医療関係団体等をもって構成する協議組織(以下「医療計画推進会議等」という。)を設置するものとする。
- (2) 医療計画推進会議等においては、次に掲げる事項に関し地域の実情に応じて検討、協議及び評価を行うものとする。
 - ア 地域の実情に即した医療計画に関する事項
 - イ へき地保健医療対策に関する事項
 - ウ 救急医療体制の整備に関する事項
 - エ 医療情報システムの導入に関する事項
 - オ 医療資源の共同利用に関する事項
 - カ 医療計画について必要な調査に関する事項
 - キ その他医療提供体制の整備に関し必要な事項
- (3) 医療計画推進会議等には、必要に応じ部会等を設置することができるものとする。
- (4) 各都道府県は、医療計画の推進等に必要な調査(疾病対策別の医療機能に関する調査等)を行うものとする。

4 経費の負担

都道府県がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

地域保健関係職員等研修事業実施要綱

1 目的

この事業は、都道府県等が住民の需要に対応した保健・医療・福祉の総合的なサービスを提供するために、地域の実情に即し、自治体職員を中心とした地域保健関係者に対して、地域保健対策の理念を踏まえた幅広い分野の研修を実施するとともに、肝硬変や肝がんに関係するC型肝炎等に対応するための研修を実施するほか、今後の地域保健活動に積極的な参加・協力が見込まれる地域住民に対して講習等を実施することにより、地域保健対策の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。

3 事業内容

市町村（特別区を含む）、都道府県の地域保健関係職員のほか、地域保健活動に現に携わっている者、若しくは今後携わる希望のある地域住民に対する研修や講習会開催等事業及びC型肝炎等の相談指導事業に関係している地域保健関係職員に対する研修事業とする。

4 経費の負担

都道府県、政令市及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 その他

- （1）都道府県においては、特に小規模町村の地域保健関係職員に対し、現任訓練等を取り入れた事業を行うことにより資質の向上に努めること。
- （2）研修等を行うにあたっては、単に受講者の技術の向上に資するものではなく、地域保健対策の推進を図る上で必要のものであり、研修後の効果が評価できる内容のものにすること。
- （3）地域住民を対象とした講習会等の実施に当たっては、地域の実情を考慮して実施するものとし、市町村、医療・福祉関係機関及び団体等との連携を図り、これら関係機関及び団体との協力のもとに事業の実施を図るものとする。また、当該講習会等の修了後はボランティア体制が築けるなど地域保健対策の推進に役立つ内容のものにすること。

地域保健推進特別事業実施要綱

1 目的

この事業は、市町村における総合的な体制整備、保健所の機能強化等が求められる中で、既存の補助制度のない事業であって、他の地方公共団体における事業の推進に資するモデル的な事業等の実施を支援することにより、地域保健対策の推進に寄与することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市、特別区及びその他の市町村とする。

3 事業内容

本事業の内容は、保健所及び市町村等において独自に創意工夫を凝らし実施する先駆的な地域保健活動について補助するものであり、概ね以下の事業等を対象とする。

- (1) 保健所等の機能強化に資する各種事業（情報化、調査研究、市町村支援、企画調整等）
- (2) 保健・医療・福祉連携推進モデル事業
- (3) 地域の医療機関・薬局・訪問看護ステーション等と連携した地域保健活動事業
- (4) 学校保健、職域保健等と連携した地域保健活動事業
- (5) 民間活力を活用した地域保健活動事業
- (6) 保健所政令市移行促進に関する事業
- (7) ボランティア・自助グループ育成支援事業
- (8) その他地域の特性に応じたモデル事業

4 経費の負担

都道府県、政令市、特別区及びその他の市町村がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

特定町村人材確保対策事業実施要綱

1 目的

この事業は、地域保健法第21条に基づき、都道府県が人材確保支援計画を策定するとともに、これに基づき人材の確保対策事業を推進し、地域保健法第21条第2項第1号に掲げる町村（以下「特定町村」という。）における地域保健対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、特定町村及び特定町村を含む地方自治法284条第1項に定める一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）とする。

3 事業内容

（1）都道府県が行う事業

次の事項を参考とし、特定町村を対象とした「人材確保支援計画」の策定及び当該計画に定める事業の実施を行うものとする。

ア 人材確保支援計画策定等事業

イ 人材確保対策事業

ウ 保健活動支援チームによる巡回支援事業

エ その他、地域の実情に応じた人材の確保につながる事業

（2）特定町村が行う事業

上記「（1）都道府県が行う事業」に掲げる事業のうち、都道府県の支援の下に、実施することができる事業を行うものとする。

ただし、「ア 人材確保支援計画策定等事業」を除く。

（3）一部事務組合が行う事業

都道府県の支援の下に、上記の「（1）都道府県が行う事業」に掲げる事業のうち、「ウ 保健活動支援チームによる巡回支援事業」を行うものとする。

4 経費の負担

都道府県、特定町村及び一部事務組合がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

地域・職域連携推進事業実施要綱

1 目的

近年、国民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた健康管理を支援することが必要である。

このため、地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

ただし、指定都市は、3（3）に掲げる事業を実施する場合に限る。

3 事業内容

（1）地域・職域連携協議会の設置

ア 広域的な地域・職域連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築するため、地域・職域連携推進協議会を設ける。

イ 同協議会は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条の基本方針（平成6年厚生省告示第374号）の第6の4及び健康増進法（平成14年法律第103号）第9条の健康診査等指針（平成16年厚生労働省告示第242号）の第3の7に掲げる事項を展開するための総合調整機関の役割を担うこととする。

ウ 同協議会は、（4）に掲げる関係機関（以下「関係機関」という。）のうちから幅広い参画を得て構成することとする。

エ 都道府県ごとに都道府県地域・職域連携推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）を設け、さらに、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第2項第1号の区域（以下「二次医療圏」という。）単位に二次医療圏地域・職域連携推進協議会（以下「二次医療圏協議会」という。）を設けることとする。

なお、都道府県協議会及び二次医療圏協議会は、既存の協議機関（会議等）を活用して、これらの協議会として差し支えない。

（2）都道府県協議会

ア 都道府県協議会は、管内の広域的な連携に関わる関係機関の代表者等により構成する。

イ 同協議会は、管内の地域・職域連携により実施する保健事業等（以下「連携事業等」という。）について企画・立案、実施・運営、評価等（以下「企画等」とい

う。)を行うとともに、二次医療圏協議会の取組について広域的な調整を行う。なお、医療保険者を中心とする「保険者協議会」との適切な連携を図ること。

ウ 同協議会は、地域特性を十分に勘案した上で、特に次の事項について企画等を行う。

- ① 保健事業情報の交換及び健康情報の分析、共有等
- ② 管内における健康課題の明確化
- ③ 健康フォーラム等の各種行事の共同実施及び連携
- ④ 研修会、セミナー等の共同実施
- ⑤ 地域保健関係施設等の相互有効活用

(3) 二次医療圏協議会

ア 二次医療圏協議会は、二次医療圏内の事業に関わる関係機関の代表者等により構成する。

イ 同協議会は、地域における関係機関への情報提供と連絡調整、健診の実施状況等の健康情報の収集、健康意識調査等によるニーズの把握等を行うとともに、地域特性を活かした具体的な連携事業の企画等を行う。

ウ 同協議会は、特に次の事項について企画等を行う。

(ア) 情報の提供

- ① 地域保健及び職域保健の双方の保健事業の実施施設、活動拠点及び保健事業の実施内容を明示する健康情報マップの作成により、保健事業の活用を促進
- ② 保健事業に関する普及啓発事業の実施

(イ) 実施計画の策定

地域の特性に着目した健康課題に関する実施計画を地域保健・職域保健の双方の参画により策定

(ウ) 保健活動

- ① 健康管理体制が十分でないと考えられる小規模事業所等に対して、健康教育・健康相談等の実施方策を検討し、地域保健と連携した保健事業を実施
- ② 慢性疾患等の健康問題を抱える人に対する地域・職域連携による保健指導を実施
- ③ 退職等によって職域保健から地域保健に移行する人に対する継続的な健康管理を実施

(エ) その他

- ① 地域・職域連携を推進するための共同研修会や事例検討会等の開催、得意分野の講師の相互派遣
- ② その他の保健事業の実施

エ 同協議会には、具体的な保健事業等連携事業の企画等を行うために、保健事業等の共同実施に関する作業部会や社会資源の相互有効活用に関する作業部会等、所要の作業部会等を置くことができる。

オ 作業部会は、二次医療圏協議会の構成員及び連携事業の実務担当者により構成する。なお、既存の会議等を活用して作業部会として差し支えない。

(4) 関係機関

ア 地域保健関係機関

都道府県（保健所等）、市町村（保健センター等）等

イ 職域保健関係機関

事業所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、地方社会保険事務局、社会保険健康事業財団、社会保険協会、労働基準監督署、地域産業保健センター、商工会議所、農業・漁業協同組合等

ウ その他関係機関等

医療機関（健診機関等）、労働衛生機関、健康保持増進指導機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、国民健康保険団体連合会、学識経験者、住民や就労者の代表等

5 経費の負担

都道府県及び指定都市がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

6 その他

（１）事業の実施に当たり、個人情報保護について関係法令等を遵守して最大限の配慮をすること。

（２）次の各項目を参考に事業実施報告書を作成し、国に提出すること。

ア 協議会の運営及び実施状況

イ 連携事業の実施に係る問題点、課題等の抽出及び措置状況（今後の予定、結果等）

ウ 地域・職域連携に伴う具体的な効果等

エ その他

ホームレス保健サービス支援事業実施要綱

1 事業目的

この事業は、ホームレスに対する保健・医療の確保が自立支援の上で重要な課題となっていることから、健康に不安を抱えるホームレスに対し、健康相談等の保健サービスを実施することにより、ホームレスの健康対策を推進し、その自立を支援することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は都道府県、政令市及び特別区とする。

3 事業内容

- (1) 保健所などにおいて窓口や巡回による血圧測定、尿検査、血液検査、健康相談等を実施し、個々のニーズに応じた保健サービスが提供できる相談及び指導体制を整備する。
- (2) 健康の維持・向上が図られるよう、必要な情報を提供する。
- (3) その他、健康意識を向上させるための相談・指導を実施する。

4 経費の負担

都道府県、政令市及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 その他

事業の実施に当たっては、福祉事務所、ボランティア団体、NPOその他の関係機関と連携・調整を密にし、事業の円滑な実施に努めること。

また、本事業の実施に携わる者は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。